

障害者支援施設について

障害者総合支援法に規定する**障害者支援施設** = **入所施設**

【根拠法令】

● 障害者総合支援法第5条第1項

この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第1項の主務省令で定める施設を除く。）をいう。



施設入所支援を行うとともに、施設障害福祉サービスを行う。



障害福祉サービスの定義は同条第1項で規定

● 障害者総合支援法第5条第1項

この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他主務省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び主務省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

主務省令で定める障害福祉サービスは施行規則で規定



● 障害者総合支援法施行規則第1条の2

法第5条第1項に規定する主務省令で定める障害福祉サービスは、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び第6条の10第2号の就労継続支援B型とする。

★ まとめ

障害者支援施設とは障害者を対象とする入所施設のことであり、日中活動の場として、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型のいずれか又は複数のサービスを提供する施設をいう。